

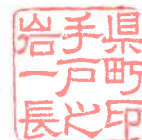
一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県二戸郡一戸町西法寺字諏訪野8番地
氏 名 有限会社 一戸浄化槽
代表取締役 小川 仁哉

令和6年2月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可申請について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年3月28日

一戸町長 小野寺 美登



1. 許可期間

令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

2. 取り扱う一般廃棄物の種類

- (1) 事業所等から排出される一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
- (2) 一般家庭から排出される粗大ごみ及び引越し等の一時多量ごみ

3. 許可の区分

収集及び運搬

4. 許可の条件

- (1) 関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、町の計画及び指導に従うこと。
- (2) 二戸地区広域行政事務組合の処理施設を利用する場合は、日時及び方法等については管理者の指示に従うこと。
- (3) 依頼者に接するときは、懇切、丁寧を旨とすること。
- (4) 収集した廃棄物は衛生的に処理することとし、不法投棄を行った場合は許可を取り消すことがあること。
- (5) 本許可証を譲渡し、又は貸与してはならないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は同法に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあること。
- (7) 次の場合は、7日以内に許可証を返納すること。
 - イ 許可期間が満了したとき
 - ロ 事業を廃止したとき
 - ハ 許可を取り消されたとき
- (8) 許可を更新しようとするときは、許可期間満了の日の1ヶ月前までに許可申請書を提出すること。